

定期試験規程

(趣旨)

第1条 この規程は、麻生情報ビジネス専門学校学則第13条にもとづいて実施する試験に関し、必要な事項を定める。

(試験日)

第2条 各授業科目の試験日は、学年暦において定めた定期試験期間内とする。

- 2 授業科目のうち実習及び実技等を行うものにおいては、授業時間内に試験を実施し、定期試験期間内で実施しないこともある。

(試験の実施)

第3条 試験は、授業科目毎に実施し、事情により追試験および再試験を実施することがある。

(定期試験)

第4条 定期試験は、学期毎に実施する試験であって、前期に実施するものを前期試験、後期に実施するものを後期試験とする。

- 2 定期試験は、筆記・口述・実技試験のいずれかにより、又はこれらの併用によって、学期の終わりに期日を定めて行う。ただし、必要があるときは、随時行う試験又はその授業についてのレポート・報告書・作品などの提出をもって定期試験に代えることができる。
- 3 授業科目のうち実習及び実技等を行うものにおいては、授業時間内に試験を実施し、定期試験期間内で実施しないこともある。

(追試験)

第5条 追試験は、別表1に定めるやむを得ない理由により、第4条の定期試験を受験できなかった者を対象に実施する試験であって、前期に実施するものを前期追試験、後期に実施するものを後期追試験とする。

- 2 追試験の受験結果は、該当する授業科目の成績とする。
- 3 追試験の受験申請は、当該科目の試験実施日までに、「追試験受験申請書」を提出しなければならない。

(再試験)

第6条 再試験は、総合評価がD評価に該当した者を対象に実施する試験であって、後期試験終了後に実施する。

- 2 再試験を認める科目数は、6科目以内とする。
- 3 第1項により再試験を希望する者は、成績発表後すみやかに、「再試験申請書」を提出しなければならない。

- 4 再試験を受験した場合の成績評価は、CまたはDとする。
- 5 定期試験に欠席した者は、評価を放棄したとみなし、再試験を認めない。

(再試験料)

第7条 再試験を受験する場合は、再試験科目1科目につき2,000円を再試験料として納付しなければならない。

(試験時間等)

第8条 定期試験の試験時間は60分または30分とする。

- 2 前項にかかわらず、校長が必要と認めた場合については、前項で規定した試験時間以外の時間で実施することができる。

(身体上の障害等にかかる特別措置)

第9条 身体上の障害その他の事情により、試験時間、解答方法等について個別の学生に特別の配慮を行う場合は、校長の許可を得なければならない。

- 2 前項に定める試験時間の特別の配慮を行う場合は、試験を厳正に執行できる範囲内で試験時間を設定することができる。この場合において、試験時間の延長は、通常の試験時間の1.5倍を上限とする。

(受験資格)

第10条 定期試験は、試験実施時に在学している者で当該授業科目の履修登録を行っている者についてのみ受験資格を有する。

- 2 前項の規定にかかわらず、試験実施時に停学および自宅謹慎中の者は、受験資格を有しない。

(受験資格の喪失)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該授業科目の受験資格を失う。

- (1) 学生証を携帯していない者
 - (2) 試験開始後10分を超えて遅刻した者
 - (3) 試験監督者の指示に従わない者
 - (4) 当該授業科目の試験において不正行為を行った者
- 2 前項第1号に該当する者に対して、「身分証明書代用証」による受験を認める。
 - 3 身分証明書代用証の交付を受けようとする者は、試験委員に申し出なければならない。

(試験中の退出)

第12条 試験開始後は、監督者が認めた場合を除き、試験場から退室することができない。

- 2 監督者が認めて試験場から退室した場合、受験の再開は認めない。

(受験者の義務)

第13条 受験者は、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

- (1) 学生証を、写真印刷面を上にして机上に提示すること。
- (2) 試験監督者の指示に従うこと。
- (3) 試験中に受験者間での筆記用具等の貸借をしないこと。
- (4) 試験中は携帯電話等の電源を切り、鞆の中に入れておくこと。なお、これらの機器を時計代わりに使うことを理由に机上に置くことも認めない。
- (5) 答案には、学籍番号や氏名等をもれなく記入し、解答の有無にかかわらず答案を試験場外に持ち出さないこと。
- (6) 第15条に規定する不正行為および不正行為と紛らわしい行為をしないこと。

(無効答案)

第14条 次の各号のいずれかに該当する答案は、無効とする。

- (1) 第10条に規定する受験資格を有していない者の答案
- (2) 第11条第1項に該当する者の答案（ただし、同条第2項の場合を除く）
- (3) 受験者が特定できない答案

(不正行為の種類)

第15条 定期試験における不正行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 答案の見せ合い
- (2) 答案の交換
- (3) カンニングペーパーの所持および使用
- (4) 持ち込みを許可していないノート、参考書、辞書等の使用
- (5) 携帯電話、パソコン、電子辞書、その他情報通信機器の使用
- (6) 所持品、机上等への事前の書き込みと使用
- (7) 話し合い、覗き見
- (8) 替え玉受験
- (9) 答案や出席表への偽名記入または故意による答案無記名
- (10) 持帰りまたは破棄などによる答案の不提出
- (11) 答案作成に関して、試験監督者の指示に従わない場合
- (12) その他、公正な試験の実施を阻害すると認められる行為を行った場合

(不正行為の取扱)

第16条 定期試験において不正行為を行った学生には、懲戒規程を適用する。

- 2 前項の学生については、当該試験期間中に試験が実施された全科目の試験の点数を0点とする。
- 3 第1項の学生については再試験の受験は認めない。

附則

この規程は、2019年4月1日より施行する。

附則

この規程は、2020 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、2025 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、2026 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1 追試験に該当する事項

不受験理由	必要な証明および届出の内容
本人の病気（入院および出席停止に該当する病気）	医師の診断書
忌引き（配偶者および3親等内の親族） ＊忌引日数 別表2	会葬御礼
結婚式への参列(2親等内の親族。 本人の式は含まない)	結婚式の案内状
災害	届出に対し判断する
就職試験	試験日等が明記された文書等
インターンシップ 実習	インターンシップ、実習の日時が明記された文書等
公共交通機関の延着 ※1	延着証明
裁判員制度	呼出状
その他やむをえない事由	届出に対し判断する

※1：市内バスの延着は原則認めない。

注1：外国人留学生については、必要な証明を校長代行の判断で変更することができる。

別表 2（忌引日数表）

死亡した者	日 数
配偶者	7 日
父母	7 日
子	5 日

祖父母	3 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日
曾祖父母	1 日
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1 日

注 1：忌引日数は、連続する日数（休日を含む。）の上限を表す。

注 2：葬儀のため遠隔の地に赴く場合、往復に要する日数を加えることができる。

注 3：注 2により日数を加える場合は、葬儀が営まれた住所がわかる書面を提出すること。